

手数料表 **上場外国株式等**

1. 上場外国株式等売買委託手数料(下記の価格には、消費税(10%)が含まれています)

設定日:2019.10.01

約定代金(円貨)		手数料(所定の手数料料率+加算額)	
1	～ 1,000,000	1.9800%	(最低 5,500 円)
1,000,001	～ 3,000,000	1.5400%	+ 4,400 円
3,000,001	～ 10,000,000	1.2100%	+ 14,300 円
10,000,001	～ 30,000,000	0.8800%	+ 47,300 円
30,000,001	～ 50,000,000	0.6600%	+ 113,300 円
50,000,001	～ 100,000,000	0.4400%	+ 223,300 円
100,000,001	～	0.2200%	+ 443,300 円

※ 約定代金(円貨)には現地手数料等の現地諸費用を含みます。

※ 約定代金が5,500円未満の場合には、約定代金に99%(税込)を乗じた金額を委託手数料としてご負担いただきます。

2. その他取引手数料

米国株式	SEC 手数料(売却時のみ)	約定金額(外貨)×0.00206%
中国株式 (香港証券取引所)	現地手数料	約定金額(外貨)×0.005%
	現地取引所税	約定金額(外貨)×0.0027%
	印紙税	約定金額(外貨)×0.1%
インドネシア株式	現地手数料	約定金額(外貨)×0.5%
	決済費用	約定金額(外貨)×0.043%
	売却税(売却時のみ)	約定金額(外貨)×0.1%

3. 為替手数料

通貨	為替手数料(スプレッド)
米国ドル	買付時 : 基準レート +50 銭
	売付時 : 基準レート -50 銭
香港ドル	買付時 : 基準レート +20 銭
	売付時 : 基準レート -20 銭
インドネシア・ルピア (100 インドネシア・ルピアあたり)	買付時 : 基準レート +3 銭
	売付時 : 基準レート -3 銭

※1 円貨決済の売買ごとに為替手数料がかかります。

※2 基準レートは、国内約定日における三菱UFJ 銀行公表の対顧客直物電信為替相場の公表中値を参考に当社が決定致します。

※3 配当金支払いにおいては、配当金支払金融機関の対顧客直物電信買相場を参考に当社が決定致します。

4. 上場外国株式等の受渡金額計算方法

買付時	$(\text{約定金額(外貨)} + \text{現地諸費用}) \times \text{為替レート} + \text{上場外国株式等売買委託手数料}$
売付時	$(\text{約定金額(外貨)} - \text{現地諸費用}) \times \text{為替レート} - \text{上場外国株式等売買委託手数料}$

5. 各種取次等手数料(下記の価格には、消費税(10%)が含まれています)

口座管理料	無料
個人情報開示基本料(個人投資家のみ)	1,100 円

6. 国内における上場外国株式等に関する課税

個人のお客様は、上場有価証券等の売却(譲渡)による差益(譲渡益)に対して、20.315%(所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税 5%)の税率で課税されます。また、個人のお客様の上場有価証券等の配当金は、20.315%(所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税 5%)の税率で源泉徴収されます。

※法人のお客様の場合は異なります。

尚、詳細につきましては、税務専門家等にお問合せ下さい。(財務省ホームページアドレス <http://www.mof.go.jp/>)

[参考 1] 米国株式投資に係る主な課税

区分	課税内容	備考
配当	国内の投資家に対して支払われる配当には、現租税条約により定められた米国源泉徴収税率10%が現地で源泉徴収されます。その後、円換算した配当に対して国内でも課税が行われます。	国内株式等との損益通算可能
譲渡益課税	特定口座利用が可能で、約定金額を円換算した譲渡益に課税されます。	

[参考 2] 中国株式(香港証券取引所)投資に係る主な課税

区分	課税内容	備考
配当	国内の投資家に対して支払われる配当には、香港企業の配当に対して現地では非課税となり、中国本土の企業の配当に対しては中国の企業所得税として現地で10%が源泉徴収されます。その後、円換算した配当に対して国内でも課税が行われます。	国内株式等との損益通算可能
譲渡益課税	特定口座利用が可能で、約定金額を円換算した譲渡益に課税されます。	

※ 中国株は2007年まで現地での課税は行われていませんでしたが、2008年1月施行の改正中華人民共和国企業所得税法により、香港証券取引所上場株式の配当金について、中国本土にて10%の企業所得税が徴収されることとなりました。このため、国外投資家に対して支払われる配当は90%となります。

[参考 3] インドネシア株式投資に係る主な課税

区分	課税内容	備考
配当	国内の投資家に対して支払われる配当には、外国人口座として現地で20%が源泉徴収されます。その後、円換算した配当に対して国内でも課税が行われます。	国内株式等との損益通算可能
譲渡益課税	特定口座利用が可能で、約定金額を円換算した譲渡益に課税されます。	

7. ご注意

この手数料表は、事前に予告なく改定する場合があります。また、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。